

## オフィスみかん® の使用に関する規程

### 第1条（目的）

この規程は、「オフィスみかん®」の会員（以下「会員」という）が「オフィスみかん®」の商標、ロゴおよびロゴマークを利用するに関し、必要な事項を定めるものとする。

### 第2条（商標、ロゴおよびロゴマークに関する権利）

（1）株式会社キャトルゾン（以下「qs」という）は、「オフィスみかん®」の商標、ロゴおよびロゴマークの使用を会員に対して認めるものとする。

（2）会員は、「オフィスみかん®」に関する一切の権利が qs に属することを理解したうえで、「オフィスみかん®」の商標、ロゴおよびロゴマークを利用しなければならない。

### 第3条（利用許諾の制限）

会員による商標、ロゴおよびロゴマークの使用が次の各号のいずれかに該当する場合は、qs は使用を許諾しないものとする。

- （1）法令及び公序良俗に反するものと認められる場合
- （2）qs の信用又は品位を害するものと認められる場合
- （3）第三者の利益を害するものと認められる場合
- （4）特定の個人、政党、宗教団体を支援し、又は支援するおそれがあると認められる場合
- （5）風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条に定める営業を行う者が使用する場合及びこれらの者がに商品等を販売する場合
- （6）商標、ロゴおよびロゴマークの利用によって誤認または混同を生じさせるおそれがあると認められる場合
- （7）商標、ロゴおよびロゴマークのイメージを損なうおそれがあると認められる場合
- （8）立体物で、その表現がロゴおよびロゴマークの立体物と認められない場合
- （9）ロゴおよびロゴマークの著しい変形、その他ロゴおよびロゴマークの利用が適当でないと認められる場合

### 第4条（利用上の遵守事項）

会員は、「オフィスみかん®」の商標、ロゴおよびロゴマークを用いた商品等の利用、ウェブサイト上での掲載、宣伝又は広告に際して、「オフィスみかん®」という記載を、その商品、包装、ウェブサイト、広告等に必ず明示すること。

### 第5条（経費等の負担）

qs は、会員が「オフィスみかん®」の商標、ロゴおよびロゴマークを使用することに関する経費又は役務を負担しない。

#### 第6条（損失補償等の責任）

（1）qs は、会員に対し「オフィスみかん®」の商標、ロゴおよびロゴマークの使用を許諾したことに起因する損失補償等について、一切の責任を負わない。

（2）会員は、「オフィスみかん®」の商標、ロゴおよびロゴマークを利用した商品等の瑕疵により第三者に損害を与えた場合は、これに対し全責任を負うものとする。

（3）会員は、「オフィスみかん®」の商標、ロゴおよびロゴマークの利用に際して故意又は過失により qs に損害を与えた場合は、これによって生じた損害を qs に賠償しなければならない。

#### 第7条（情報の公開）

qs は、「オフィスみかん®」の商標、ロゴおよびロゴマークの利用の状況等について、広く利用促進を図る観点から、「オフィスみかん®」の商標、ロゴおよびロゴマークの利用の状況等について情報を公開することができるものとする。

#### 附 則

（施行期日）

この規程は、2013年11月1日から適用する。